



長野県報

1月29日(木)
平成16年
(2004年)
第1528号

目次

告示

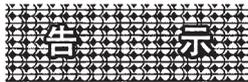
保安林の指定(森林保全課).....	1
保安林の指定施業要件の変更(森林保全課).....	2
都市計画事業の事業計画の変更認可(下水道課).....	2
廃川敷地等(河川課).....	2
長野県収入証紙の売りさばき人の指定(2件)(会計課).....	3

公告

一般競争入札(情報政策課).....	3
特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証申請(2件)(生活文化課NPO活動推進室).....	4
長野県希少野生動植物保護条例に基づく指定希少野生動植物及び特別指定希少野生動植物の指定(環境自然保護課).....	4
長野県土地改良区の定款変更認可(2件)(土地改良課).....	8
都市計画法に基づき開催を予定していた都市計画案に係る公聴会の中止(都市計画課).....	8
一般競争入札に係る落札者(8件)(道路維持課).....	9
特定調達契約に係る一般競争入札(医務課県立病院室).....	10

正誤

正誤(文書学事課).....	12
----------------	----



長野県告示第37号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定により、次のように保安林に指定します。

平成16年1月29日

長野県知事 田中康夫

1(1) 保安林の所在場所

長野市若穂川田字所ノ脇178から182まで、183の2、184の1、185の1から185の4まで、186、187の1から187の3まで、188の1、188の2、189の1、190の1、191の2、字葛巻119、120、121の1、123、124、125の1、126の1、126の2、127の1、127の2、128から134まで、174の1、若穂綿内字春山立9864、9865、9868から9874まで、9875の1、南佐久郡白田町大字田口字つらなし1701のイの1、1701の1から1701の3まで、大字入沢字長畑2375の1、南相木村字栗尾坂5181の1、5181の3、5181の4、八千穂村大字八郡2049の503、2049の504、2049の510、2049の630、2049の721、2049の864、2049の1990、2049の1994、北佐久郡軽井沢町大字軽井沢字唐堀1339の201、東筑摩郡本城村大字乱橋字東山135の2、135の12、135の14、135の16から135の24まで、135の26から135の30まで、135の32から135の35まで、135の37から

135の40まで、135の42、135の45から135の48まで、135の50、135の51、135の53から135の55まで、135の57、135の59、135の64、135の67、135の68、135の73、135の74、135の76、135の77、135の79、135の84から135の87まで、字千代佛136の1、上水内郡鬼無里村大字日影字田之頭9151の1、9156、9265の1、9298の1、9299の1、9300の1、9310、9320のイ、9321の1、9321の2、9331の1、9339、9344の1、9352、9375、9376、9385の1、9393、9399の3

(2) 指定の目的

干害の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字八郡2049の503、2049の504、2049の510、2049の630、2049の721、2049の864、2049の1990、2049の1994、字唐堀1339の201、字千代佛136の1

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

- 2(1) 保安林の所在場所
下伊那郡天龍村平岡18のイ
- (2) 指定の目的
落石の危険の防止
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- イ 主伐は、択伐による。
- ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林保全課並びに長野市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林保全課

長野県告示第38号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成16年1月29日

長野県知事 田中康夫

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
上伊那郡長谷村(次の図に示す部分に限る。)
 - 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
長谷村(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林保全課及び上伊那郡長谷村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林保全課

長野県告示第39号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成16年1月29日

長野県知事 田中康夫

- 1 施行者の名称
御代田町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
佐久都市計画下水道事業 御代田町公共下水道
- 3 事業施行期間
平成3年1月21日から
平成22年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
平成2年長野県告示第54号、平成7年長野県告示第801号、平成10年長野県告示第38号、平成12年長野県告示第21号、平成14年長野県告示第461号、平成15年長野県告示第442号の事業地のうち、大字馬瀬口字反り、大字御代田字大谷地、字大林、字一の沢、字大塚及び字東林地内、並びに大字草越字向原及び字苗間地内において事業地を変更する。

下水道課

長野県告示第40号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により、次のとおり告示します。

関係図面は、この告示の日から1か月間長野県土木部河川課及び長野県上田建設事務所において縦覧に供します。

平成16年1月29日

長野県知事 田中康夫

- 1 河川の名称
信濃川水系 一級河川 瀬沢川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成16年1月29日
- 3 廃川敷地等の位置
上田市大字芳田字今井2147番1、2147番2、字上瀬沢2039番2、2037番6及び2037番7地先並びに字今井2147番2、2147番1、2147番5、2148番1、2148番3、2149番2、小県郡東部町大字和字今井18番、上田市大字芳田字中瀬沢1851番11、1851番10、1851番12、字上瀬沢2035番7、2035番6、2035番10、2035番1、2035番5及び2035番8地先並びに字中瀬沢1851番12、1851番13、字上瀬沢2035番8、2035番3及び2035番9地先並びに字中瀬沢1851番11、1851番17、1851番1、1851番20及び1851番16地先並びに1852番6、1852番4、1852番2、1852番3、字二タ登1856番6、1857番1、1857番2、1858番4、1858番1、字中瀬沢1844番2及び1844番9地先並びに1852番5、1845番5、1847番4、1847番1、1846番、1845番4、1844番10、1844番6、1844番3及び1844番12地先並びに字下瀬沢1835番19並びに1835番18
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地 2,342.84平方メートル
- 5 河川法施行法(昭和39年法律第168号)第18条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法(明治29年法律第71号)第44条ただし書の規定によりこの廃川敷地等の下付を受けようとする

る者は、この告示の日から3か月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

河川課

長野県松本地方事務所告示第1号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第9条第1項の規定により、平成16年1月19日、次の者を売りさばき人に指定しました。

平成16年1月29日

長野県松本地方事務所長 高見沢 賢 司

名 称 住 所

土屋行政書士事務所 土屋 眞一 南安曇郡梓川村大字梓2247

会計課

長野県北安曇地方事務所告示第1号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第9条第1項の規定により、平成16年1月16日、次の者を売りさばき人に指定しました。

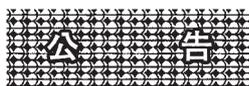
平成16年1月29日

長野県北安曇地方事務所長 宮 坂 正 巳

名 称 住 所

サークルK大町合庁前店 大町市大字大町1086-2
オーナー 栗田 学

会計課



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年1月29日

長野県知事 田 中 康 夫

1 入札に付する事項

(1) 調達する役務

環境情報地図データ整備業務委託

(2) 役務の特質

統合型地理情報システムで使用する環境情報地図データの作成

(3) 履行期間

契約締結日から平成16年3月31日まで

(4) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格とします。入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相

当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 過去に種類を同じくする業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

（県庁専用郵便番号 380-8570）

長野県企画局情報政策課

電話 026 (235) 7075

4 入札説明会の日時及び場所

- (1) 日時 平成16年2月2日（月） 午後2時から
- (2) 場所 長野県庁西庁舎 4階 402号会議室

5 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成16年2月9日（月） 午前11時
イ 場所 長野県庁西庁舎 1階 105号会議室
- (3) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(4) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は無効とします。

(6) 契約書作成の要否

要します。

(7) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

6 入札に当たっての留意事項

- (1) この業務の実施に当たっては、失業者の新規雇用を行わなければならない。
- (2) 業務に新規に採用する労働者の募集に当たっては、公共職業安定所への求人の申込みを行う等、広く募集に努めるものとします。